



VOL.111

トクちゃん新聞

10月号

たくさんのお祝いあり
ありがとうございました！



平成28年10月7日 発行

徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

◆大逆転のファイターズ

プロ野球リーグは、ファイターズの大逆転優勝となりました。ホークスは6月まで独走でしたが、7月8月に大失速で引き立て役となりました。ファイターズは大谷選手のハイレベルな二刀流が注目されていますが、ほかの選手も味のある選手が多いです。広島もそうですが、**高卒の生え抜き選手が多い**のも特徴。スカウティングと育成方法がうまくかみあっているのでしょうか。

さて、弊社においては、移転前の9月16日、業界未経験はもちろん**簿記3級もたっただいま勉強中という新人**を2名採用しました。研修ツールも導入して1日2時間ずつで9週間の研修カリキュラムを消化中です。素材はいい人材です。**上手に大事に育成したい**です。

担当：徳野



↑パカラの招き猫

◆移転完了

9月22日引越完了しました。たくさんのお祝いのお品を頂戴し、**たくさんの方々に支えていただいていることを実感**いたしました。ありがとうございました！今後もスタッフ一同頑張ります。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください！移転して、スタッフは**ランチのお店開拓**を楽しんでいるようです。



◆君主は、ずる賢さと強さの両方を兼ねそろえておく必要がある ~本の紹介~

担当：小林



マキャベリの『君主論』は、政治学、戦略論、リーダー論の古典として知られており、マイクロソフトのビルゲイツも愛読し、エステーの鈴木喬会長も、『**現在でもそのまま通用するリーダー術の神髄**』と語っています。

『君主論』は、歴史の教科書にも載っていますが、そのせいで一般的に誤解されているケースが多いです。

『君主は、慈悲深く、つねに信義を守り、人間的な温かみがあり、誠実であるように見せなければならぬ。だが、それはみせかけでよく、時には悪の道を断固として選ぶことも必要になる。』

『君主は恐れられるべきだが、憎まれてはならない。』

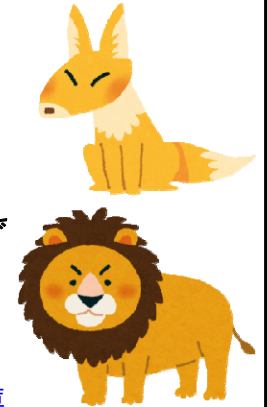
『きまえよくふるまい続けようとするれば、いくら金があっても足りないの、結局、市民から搾取することになるか破産してしまう。そうなるぐらいなら、ケチという悪評を恐れてはならない。』

『狐の狡猾さと獅子の強さを君主は、身につけなければならない。成功をおさめた君主ほど、平気で約束を破る狐の知恵をもっている。ただし、約束を破るさいは、もっともらしい理由が必要である。』

数多くの名言がありますが、現代の経営にも通じるところがあるのではないのでしょうか？

ご興味ある方は、是非ご一読ください。

タイトル:60分で名著快読 マキアヴェッリ 『君主論』 監修:河島英昭 出版:日経ビジネス人文庫



◆即時償却延長？

担当：北岡



先月末各省庁より**平成29年度税制改正に関する要望**が出揃いました。

そのうち経産省からの要望に**中小企業投資促進税制及びその上乗せ措置の期間延長**がありました。

中小企業投資促進税制とは、一定の設備投資を行った場合に、**税額控除(取得価額の7%)又は特別償却(同30%)**、上乗せ措置適用設備であれば**税額控除10%又は即時償却**が可能です。

「上乗せ措置」「即時償却」どこかで聞いたことありませんか？

そうです。平成29年3月末で終了する**生産性向上税制**と同じ内容です。

中小企業に限定し**生産性向上税制の延長**を経産省は要望しております。

従前の生産性向上税制と比べ、A類型は証明書要提出、B類型は投資計画書の要承認というのは同じですが相違点はかねてよりご紹介している**経営力向上計画**の承認をうけた計画に基づき購入した資産であるかどうかです。


つまり**税額控除や即時償却**をうけようとするれば**経営力向上計画**の**提出が大前提**となっているわけです。

将来に設備投資する計画があれば**経営力向上計画**は、**提出しておくべき**だと思います。

まだ要望の段階です。今後の税制改正情報に目が離せません。



◆ 税務スケジュール(10月)

担当: 北川 




10月31日(月)

- ・8月決算法人 確定申告
- ・2月決算法人 中間(予定)申告
- ・11月 2月 5月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・9月分社会保険料
- ・住民税(普通徴収)第3期分



- ① 10月支払給与より、厚生年金保険の保険料率が変更になります。また、算定基礎届によって決定された報酬月額も10月支払給与より改定になります。(翌月徴収の場合)
- ② 確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。
 - ・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変動がないか、確認をお願いします。
 - ・控除証明書が届く時期です。紛失されないように保管願います。
 - ・ふるさと納税の確定申告をされる場合は、寄附先の自治体が発行した「受領証明書」が必要になります。

◆ 平成28年分の年末調整

担当: 岡村 

平成28年9月27日に、国税庁ホームページに「平成28年分 年末調整のしかた」が掲載されました。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2016/01.htm>

その中から、「平成28年分の年末調整における留意事項等」を一部抜粋いたします。

① 通勤手当の非課税限度額引き上げ

平成28年1月1日以後に支払われる通勤手当より非課税限度額が引き上げられましたが、平成28年4月の改正前に支払われた通勤手当については年末調整の際に精算する必要があります。

② マイナンバーの記載不要


「保険料控除申告書」「配偶者特別控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」へのマイナンバー記載は不要です。

③ 平成29年以降のマイナンバー

平成29年1月1日以後支払いを受ける給与について、すでに平成28年分の「扶養控除等申告書」にマイナンバーを記載している場合など事業所がマイナンバーを把握している場合は平成29年分の扶養控除等申告書へのマイナンバー記載は不要です。



◆ 「呼吸法」 “心身を調整する健康法”

担当: 池田 

無意識に行う普段の「呼吸」に対して、意識的に行うのが「呼吸法」。「呼吸」が、酸素を取り入れ、二酸化炭素を排出する「生きるためのもの」としたら、「呼吸法」は、“心身を調整する健康法”です。ストレスが多く、運動不足の現代人には、大変有効な健康法のひとつです。代表的な呼吸法、腹式呼吸法と胸式呼吸法をご紹介します。


■腹式呼吸法 へその下部分の「丹田」に意識を集め、息をゆっくりと口から吐きます。吸う時はゆっくりと鼻で息を吸いながらお腹を膨らませます。腹式呼吸は副交感神経を刺激し身体をリラックス状態にする呼吸法で、吐く息に重点が置かれます。

■胸式呼吸法 胸に意識を集め大きく胸郭を広げて鼻から息を吸います。この時お腹は引っ込み、自然に息を鼻から出す時もお腹は引っ込んでいます。吐く息だけでなく吸う息も大切で、息を吸う時は交感神経が刺激されます。

2つの呼吸法は相反する効果があり、朝目覚めて、これから1日が始まろうとする身体と脳を活動的な状態にしたい時は胸式呼吸を、反対に就寝前や冷静になる必要がある時は腹式呼吸をすると言うように、毎日の生活場面に取り入れて、健康的な毎日をおくりましょう。




◆ 7口の仕事

担当: 北岡 

新事務所への引越し作業中、引越しをご依頼した作業員の方の動きを見ていました。ただ力任せに運ぶだけでなく、引越し先に運び込む段取り、作業するのに障害物はないかなど様々なチェックポイントの存在を知り、プロの仕事だと感銘を受けました。私もプロとしてのチェックポイントはございますがより磨いていこうと思います。またお客様それぞれにお持ちのプロとしてのチェックポイントや考え方をお聞きしたいなと思った引っ越しでした。



◆ 今月のクイズ

担当: 廣島 

先月に引き続き、税務会計用語の読み方です。以下の用語は正しく読めそうですか？

- ① 借方
- ② 貸方
- ③ 現金出納帳
- ④ 繰越商品

《答え》

①かりかた

②かしかた

借方・貸方は複式簿記(ふくしきぼぎ)での勘定科目(かんじょうかもく)の位置を表します。借方が帳簿(ちょうぼ)の左側、貸方は帳簿の右側です。私はかりかたの“リ”は長い棒が左に流れており、かしかたは“シ”が右に流れているので右と覚えています。

③げんきんすいとうちよう

現金出納帳は現金の取引と残高が一覧で分かる帳簿です。現金が増えたとき、減ったときに記帳します。

④くりこししょうひん

繰越商品とは、前期から当期へ繰り越されたり、当期から翌期へ繰り越される商品のことで、資産です。決算時に1年分の利益を計算する為に、決算日に余った商品を費用から除き、翌期以降の費用にします。

